

省エネ住宅新築等補助制度 よくある質問

計画の変更に伴う手続き

R8.7.29

No	質問	回答
1	交付申請時の計画に変更があった場合は手続きが必要ですか。	工事（購入）内容等計画書（要領様式第1号）の「4 その他工事内容等」に変更が生じた場合のみ、 当該工事の着工前 に変更の承認申請が必要です。
2	計画の変更により断熱性能や一次エネルギー消費量の性能が変更になった場合は手続きが必要ですか。	実績報告前に性能に変更があった場合は変更の承認申請は不要です。実績報告にて最終的な数値をご記入ください。 なお、BELS等の評価書は最終的な計画に対するものを実績報告時に提出していただきます。